

渋川市建設工事に係る共同企業体取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、渋川市が発注する建設工事に係る共同企業体（以下「共同企業体」という。）について必要な事項を定めることにより、建設業の健全な発展を図ることを目的とする。

(活用)

第2条 共同企業体の活用は、建設業者の信用、技術、施工能力等を勘案し、技術力の結集等により、効果的施工の確保ができることと認められる場合とする。

(種類)

第3条 共同企業体の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 特定建設工事共同企業体

建設工事の特性に着目して渋川市の発注する工事ごとに結成される共同企業体をいう。

(2) 経常建設共同企業体

優良な中小建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、経営力及び施工力を強化するために結成する共同企業体をいう。

(対象工事の種類及び規模)

第4条 特定建設工事共同企業体の対象工事の種類及び規模は、原則として次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 対象工事の種類

ア 技術的難度の高い特定建設工事（橋梁、トンネル、ダム、堰、下水道等の土木構造物、及び建築、設備等の建設工事）

イ 新技術・新工法の研究開発を目的とする研究開発型工事及び新技術・新工法の実用化を目的とする実験型工事等技術力を結成して行う建設工事

ウ 特殊工法を内容とすること等により地元企業への建設技術の移転を目的として行う建設工事、又はその他市長が特に必要と認めた建設工事

(2) 対象工事の規模

業 種	規 模
土 木 一 式 工 事	2 億円以上
建 築 一 式 工 事	3 億円以上
電気・電気通信・管 (設備) 専門工事	2 億円以上
造 園 工 事	1 億円以上
そ の 他 の 専 門 工 事	1 億円以上

2 経常建設共同企業体の対象工事の種類及び規模は、渋川市建設工事等請負業者選定要領（平成18年施行。以下「選定要領」という。）第13条に規定する単体企業への発注標準金額区分の場合に準ずる。

(構成員の数)

第5条 共同企業体の構成員の数は、原則として3社以内とする。

(構成員の組合せ)

第6条 特定建設工事共同企業体の構成員の組合せは、原則として選定要領第10条に基づく工事請負有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）における等級格付が選定要領第6条に規定するA等級に属する者の組合せとする。

2 経常建設共同企業体の構成員の組合せは、原則として有資格業者名簿における等級格付が選定要領第6条に規定するA等級に属する者以外の者で、同一等級又は直近等級に属する者の組合せとする。

(構成員の要件)

第7条 特定建設工事共同企業体の構成員は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 渋川市建設工事入札参加資格審査申請を行い、資格審査で適格と認められ、工事種別毎に格付けを受けていること。
- (2) 当該建設工事に対応する許可業種につき、許可後3年を超える営業年数を有すること。
- (3) 原則として、当該建設工事を構成する一部の工種を含む工事について元請としての実績を有し、かつ当該建設工事と同種の工事を施工した経験を有すること。
- (4) 当該建設工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること。
- (5) その他、公示に定めた要件。

2 経常建設共同企業体の構成員は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 渋川市建設工事入札参加資格審査申請を行い、資格審査で適格と認められ、工事種別毎に格付けを受けていること。
- (2) 希望する工事種別に対応する許可業種につき許可後3年を超える営業年数を有すること。
- (3) 原則として希望する工事種別につき元請けとしての実績を有すること。
- (4) 希望する工事種別に対応する許可業種に係る監理技術者となることができる者、又は主任技術者となることができる者で国家資格を有するものが存し、これらの技術者を工事現場ごとに専任で配置しうること。

(出資比率)

第8条 共同企業体の構成率の出資比率の最小限度基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 2社の場合 30パーセント以上
- (2) 3社の場合 20パーセント以上

(代表者の選定方法)

第9条 特定建設工事共同企業体の代表者は、当該工事に対応する特定建設業の許可を有する者とし、その出資比率は、構成員中最大（同比率である場合を含む。）とする。

2 経常建設共同企業体の代表者は、構成員の協議により決定された者とする。

(有効期間)

第10条 特定建設工事共同企業体の有効期間は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 渋川市が請負契約を締結した特定建設工事共同企業体の有効期間は、当該工事の完成後3カ月を経過した日までとする。
- (2) 当該工事につき結成された共同企業体のうち契約の相手方とならなかったものの有効期間は、当該工事の契約が締結されたときをもって終了する

ものとする。

2 経常建設共同企業体の有効期間は、単体企業の場合に準ずる。

(結成方法)

第11条 特定建設工事共同企業体の結成方法は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 市長は、当該建設工事に合わせて第5条、第6条第1項、第7条第1項、第8条及び第9条の規定に基づき、当該特定建設工事共同企業体に係る構成員の要件、組み合わせ等結成に必要な要件について、掲示の方法をもって公示するものとする。

(2) 特定建設工事共同企業体は、前号の規定に基づいて、任意に結成させるものとする。ただし、構成員は同一工事で2以上の特定建設工事共同企業体の構成員となることできない。

(3) 市長は、指名競争入札で施工を予定する建設工事において、必要とする特定建設工事共同企業体が3組以上結成されなかった場合は、第1号に規定する手続きを再度行うことができるものとする。

2 経常建設共同企業体の結成方法は、自主結成とする。ただし、構成員は2以上の経常建設共同企業体の構成員となることできない。又共同企業体の一員として参加した工事については、単体での入札参加資格はないものとする。

(入札参加申請書類等)

第12条 共同企業体を結成した者が資格審査を申請しようとするときは、次の書類を市長に提出するものとする。

(1) 共同企業体入札参加資格審査申請書(別記様式第1号)

(2) 共同企業体協定書

ア 特定建設工事共同企業体協定書(別記様式第2号)

イ 経常建設共同企業体協定書(別記様式第3号)

(3) 誓約書

ア 特定建設工事共同企業体誓約書(別記様式第4号)

イ 経常建設共同企業体誓約書(別記様式第5号)

2 特定建設工事共同企業体の入札参加資格審査申請は、市長が特に必要と認める工事について、その都度結成させ申請させるものとする。

3 経常建設共同企業体の入札参加資格審査申請の申請期間は、渋川市が発注する契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格等の告示(平成18年告示第7号)により定める期間とする。

(資格審査)

第13条 共同企業体の資格審査(以下「資格審査」という。)は、単体企業の場合に準ずるものとする。この場合、審査項目は選定要領第19条を、等級格付けは選定要領第6条を適用するものとする。

(特定建設共同企業体の取扱い)

第14条 特定建設工事共同企業体の取り扱いは次の各号に定めるところによる。

(1) 契約検査課長は、結成された特定建設工事共同企業体について第11条第1項の規定に基づく公示で定めた期限までに、第12条に定める共同企業体入札参加資格審査申請書等を1部提出させ、特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請依頼書(別記様式第6号)を作成するものとする。

(2) 市長は、選定要領第6条に規定するA等級の業者のみで結成される特定建設工事共同企業体にあつては級別格付け審査を省略し、A等級に格付けされたものとみなし選定要領第3条に定める審査会の適格審査を受け、有

資格業者名簿に追加登載する。この場合に特定建設工事共同企業体入札参加資格認定通知書（別記様式第7号）により当該特定建設工事共同企業体の代表者に通知するものとする。

（指名）

第15条 契約検査課長は、特定建設工事共同企業体を指名するときは、渋川市建設工事入札審査会（平成18年訓令第27号）に諮るものとする。

2 経常建設共同企業体の指名は、単体企業の場合に準ずる。

（混合入札）

第16条 前条までの規定により、特定建設工事共同企業体を結成させて行う工事について、特定建設工事共同企業体以外の有資格業者（本市に建設工事入札参加資格申請を行い、資格審査で適格と認められ、工事種別毎に格付けを受けている者）であって、当該工事を確実かつ円滑に施工することができると認められる者（以下「単体有資格業者」という。）があるときは、特定建設工事共同企業体により行わせる競争に当該単体有資格業者を参加させることができるものとする。

ただし、市長が特に必要と認めた場合に限るものとする。

（その他）

第17条 この要綱に定めのない事項については、市長がその都度定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年6月2日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。